中日新聞の中でも、特に重要と考えた記事を掲載させていただきました。

特報

忍び寄る監視国家

危うい秘密保護法案

政府が臨時国会で成立を狙う特定秘密保護法案の概要が発表された。国民の知る権利を侵害するとして、かねて強い懸念が示されてきた法案である。秘密の指定方法は、自衛隊法の「防衛秘密」がモデルになっていることが分かる。自民党政権が一九八〇年代に画策し、世論の反対で廃案となった国家秘密法案の一部が復活したものだ。一度は葬り去られた国家秘密法案がよみがえろうとしている。（佐藤圭）

表現の自由・国民の知る権利を守れ
国家秘密法反対
名古屋弁護士会

名古屋弁護士会の国家秘密法反対デモ。世論の反発が強く廃案になった＝1985年、名古屋市中区で

あの国家秘密法案が一部復活

何でも「秘密」乱用の恐れ

モデルは防衛秘密

「国家秘密法案の試みが挫折しても、すべてが終わったわけではなかった。自衛隊法の防衛秘密は、国家秘密法案のつまみ食い。外交と治安分野の秘密を加えたものが、特定秘密保護法案にほかならない」と、軍事評論家の前田哲男氏は危機感をあらわにする。

国家秘密法案は、自民党が八五年に議員立法で提出。スパイ行為の最高刑を死刑と定めていた。野党や世論の反発が強く廃案に追い込まれた。

しかし、自民党や官僚は国家秘密法案の復活を虎視眈々と狙っていた。二〇〇一年九月の米中枢同時テロ直後の臨時国会で、米軍のアフガニスタン攻撃を支援するテロ特措法が制定された。この国会で自衛隊法も改正され、「防衛秘密」が新たに規定された。「9・11後のどさくさに紛れて、テロ特措法とは関連のない自衛隊法が抜け駆け的に改正された」（前田氏）

「防衛秘密」とは何か。指定範囲を示した別表には「自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究」など十項目が並び、自衛隊や防衛に関する領域をほぼ網羅している。これらは廃案になった国家秘密法案の防衛に関する条項を踏襲したものだった。

自衛隊法の「防衛秘密」は秘密保護法案のモデルになった＝東京都新宿区の防衛省で

特定秘密保護法案の概要

行政機関の長が、漏えいすると国の安全保障に著しく支障を与える恐れがあり、秘匿が必要な情報を特定秘密に指定する。公務員らが漏えいした場合、最高10年の懲役刑。機密情報を扱う省庁と契約を結ぶ民間企業の従業員らも罰則の対象となる。特定秘密を取得するため①人をあざむき、暴行を加え、脅迫する行為②窃取③施設への侵入④不正アクセス―は処罰対象。取得行為の未遂、共謀、教唆なども処罰される。

指定数5年で3倍

防衛相が秘密を指定するが、第三者が乱用をチェックする手だてはない。実際、防衛秘密の件数は、〇六年末の九千七百七十二件から一一年末には三万七百五十二件へと、五年間で三倍に膨れ上がった。中身はベールに包まれたままだ。

政府が今月三日に発表した特定秘密保護法案の概要を見てみると、対象となる「特定秘密」の防衛に関する指定範囲は、防衛秘密の別表がそのまま使われている。政府は「別表で具体的に限定列挙する」と説明するが、歯止めにならないことは、防衛秘密の現状を見れば明らかだ。

防衛以外の①外交②外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止③テロ活動の防止―の三分野についても、別表が付いている。いずれも防衛秘密と同様、それぞれの分野が広範囲にカバーされ、「限定列挙」とは言い難い。

「テロ活動の防止」の別表は「テロ活動防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究」と、防衛秘密の書きぶりとそっくりだ。これでは、例えば、福島第一原発の放射能汚染水漏れなどが、テロ活動防止の観点から秘密だと恣意的に指定される可能性を排除できない。

「権力チェック難しくなる」

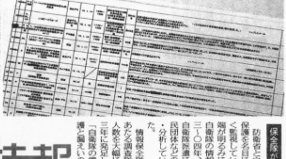
イラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向

「平成16年1月12日～1月18日」

イラク自衛隊派遣に反対する市民の動向が詳細に記された内部文書

保全隊が市民調査

防衛省と自衛隊は秘密保護を名目に国民を幅広く監視している。その一端が明るみに出たのが、自衛隊の情報保全隊が〇三～〇四年、イラクへの自衛隊派遣に反対する市民団体などの情報を収集・分析していた問題だった。

情報保全隊は、前身にあたる調査隊を改称し、人数を大幅に増やして〇三年に発足した。目的は「自衛隊の機密情報の保護と漏えいの防止」。防衛秘密とは密接不可分の関係にある。

政府は〇四年、自衛隊をイラクに派遣した。情報保全隊が派遣に反対する市民らを調査していた問題は、共産党が〇七年に公表した自衛隊の内部文書によって暴露された。そこには反対集会の日時や場所、発言などが詳細に記載され、個人名もあった。

東北六県の住民が、情報保全隊の監視は憲法違反であり、精神的苦痛を受けたとして、情報収集の差し止めや賠償を国に求め提訴した。原告団・弁護団事務局で訴訟に関わっている仙台市民オンブズマン前代表の千葉晃平弁護士は「組織内部を統制するとともに、外部からの接触者を監視の対象とする。しかも単なる情報収集ではなく、自衛隊を批判する人たちを敵として分類した。違憲・違法な活動だ」と厳しく批判する。

昨年三月の仙台地裁判決は情報収集を「人格権を侵害し違法」と認め、原告五人に計三十万円を支払うよう国に命じた。現在、仙台高裁の控訴審で審理中だ。

自衛隊法では、防衛秘密を漏らすと最高五年の懲役に処せられる。漏えいの共謀・教唆・扇動も三年以下の懲役が科せられる。ただし、実際に処罰されたケースはほとんどない。例えば、隊員らが起訴され、裁判で防衛秘密が証拠として法廷に提出されてしまえば、それは秘密ではなくなる。罪に問うための証拠を提示できないという矛盾を抱えているのだ。

一気に成立狙う？

秘密保護法案でも同様の問題がある。裁判のあり方は重要な論点であるはずだが、概要では何も触れていない。民主党政権時の有識者会議では、基準にのっとって指定されたと判断されれば、裁判でも保護に値する秘密と「推認」する仕組みが検討された。これでは秘密裁判とも言える司法手続きになってしまう。

千葉弁護士は「秘密保護法が成立すれば、市民側が民事訴訟で権力の違憲・違法な活動を訴えようにも、そこに特定秘密があると、逆に罪に問われかねない。権力をチェックするのは非常に難しくなる」と警戒する。

政府は、法案概要について一般から意見を募るパブリックコメントを実施したが、十七日までの十五日間と極めて短期間だった。反対世論が盛り上がって廃案になった国家秘密法案の二の舞いを避けるために、一気呵成に事を運ぼうとの思惑が見え隠れする。

前出の前田氏は「憲兵隊のような組織をつくらせてはならない」と警鐘を鳴らす。憲兵隊は、旧日本陸軍で軍事警察をつかさどった組織。権限は次第に拡大し、思想弾圧など国民生活全体を監視するようになった。

「秘密保護法案は、外交・安全保障政策の新たな司令塔となる日本版国家安全保障会議（NSC）の創設や集団的自衛権の行使と一体だ。これらを許せば、自衛隊が首相の一存で海外に派兵され、反対する人たちは徹底的に弾圧されるようになる。国民全体で危機感を共有する必要がある」

秘密保護法案

情報隠し

政府の権限強化 来月にも審議

国会議員が特定秘密保護法案を成立させることは、自分で自分の首を絞めるようなものだ。法案概要によれば、政府は、国会への特定秘密の提供を秘密会であっても拒むことができる。秘密会に秘密が

「このままでは国会議員の権限が大幅に制限され、国民主権の原則までも傷つけられかねない」

日弁連秘密保全法制対策副本部長の井上正信弁護士は懸念を強める。

秘密保護法案は①防衛②外交③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止④テロ活動防止―の四分野の機密情報を、行政機関の長が「特定秘密」に指定できるというものだ。安倍政権は来月召集予定の臨時国会での成立を狙っている。

国民の知る権利への影響など、数多くの課題が明らかになっている同法案。今回問題視されているのは、憲法四一条で「国権の最高機関」と記されている国会を軽んじるような内容が数多く含まれている点だ。

非公開要求

政府が今月三日に発表した法案概要によると、公益上の理由などにより、国会に特定秘密を提出する際の条件を①公開されない②わが国の安全保障に著しい支障を及ぼす恐れがない―状況と規定。事実上、非公開の「秘密会」にするよう求めている。

本来、秘密会にするかどうかは国会の権限。政府が秘密会を強要するだけで十分に国会軽視である。これに加えて概要の文言を読み解けば、行政機関の長が支障があると判断したら、秘密会であっても国会には秘密を出さなくてもよいということになる。

井上氏は政府の思惑について「国会議員は、院内の演説や討論については責任を問われない『免責特権』を持っている。それを盾に特定秘密の内容をばらす議員が出ることを心配しているんだろう」と分析する。

「秘密会にするかどうかや、そこに秘密を出させるかどうかの判断は国会が行うべきもの。概要では行政機関の長の意向で決められることになり、国会はコケにされている」

そもそも国会は公開の場での議論が大前提で、秘密会は簡単に許される性質のものではない。衆参両院の事務局によると、これまでに開かれた例はほとんどなく、戦後、本会議ではともにゼロ。各常任・特別委員会でも平成に入ってからは、逮捕許諾請求に関する案件を中心に衆議院七件、参議院は一件しかない。

また、法案が国会議員にまで罰則を科そうとしていることも、危うさを含んでいる。守秘義務が課せられ、第三者の意見を仰ぐこともできなくなる可能性があるからだ。

概要では、公務員らによる漏えいは最高十年の懲役刑。国会議員でも同五年の懲役刑になるとしている。井上氏は「秘書に何かを調べさせたり、有識者に意見を求めるといったことすらできなくなる。党に持ち帰っての議論すらできないのであれば、政党政治の否定につながる」と指摘する。

秘密保護法案概要のポイント

- 漏えいすると国の安全保障に著しく支障を与える恐れがある情報を特定秘密に指定
- 特定秘密は①防衛②外交③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止④テロ活動防止―に関する事項
- 特定秘密を取り扱う公務員や民間の契約業者らが漏えいすると、最高10年の懲役刑
- 人を欺くこと、脅迫、窃取、不正アクセスなどによる特定秘密の取得も最高10年の懲役刑
- 未遂、共謀、教唆、扇動も処罰の対象

出てきた場合でも、参加した議員が誰かに伝えれば漏えい罪で罰せられる。「国権の最高機関」である国会の根幹が否定されかねない。（上田千秋、鈴木伸幸）

国会まで

自在の「秘密」定義・漏らせば懲役

自民党の「インテリジェンス・秘密保全等検討プロジェクトチーム」の会合であいさつする町村信孝元外相＝8月27日、東京・永田町の党本部で

薄い危機感

もう一つ侵されかねない国会議員の権利がある。憲法六二条で定めている国政調査権だ。各省庁などは国会議員から資料要求などがあれば原則、拒むことはできない。秘密保護法案が成立すれば矛盾が生じることになる。しかし、国会議員の危機感は薄い。

法案内容を協議する自民党の「インテリジェンス・秘密保全等検討プロジェクトチーム」（座長・町村信孝元外相）では、国会審議への影響についてはほとんど議論されていないという。

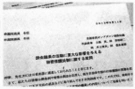
全国市民オンブズマン連絡会議が全国会議員に送ったアンケート

秘密保護法案が成立すると国会は機能不全に陥りかねない＝東京・永田町で

議員の法案に対する認識不足を心配する全国市民オンブズマン連絡会議は今月十一日、全議員に対し、法案概要に関する質問状を送付した。質問は大きく四つあり、ポイントは「国会への特定秘密の提供方法」と「国会議員が特定秘密を漏えいした場合の罰則規定」。今月末が締め切りだが、回答はまだ少ない。

同会議事務局長の新海聡弁護士は「自民党は『官僚を抑え付ければ、お手盛りができる』とでも考えているのかもしれない。だが、官僚が国会に対しても恣意的に情報隠しをすれば、議論をコントロールできる。議員には法案について考えてほしい」と強調した。

国会を否定する自殺行為ともなりかねない法案なのに、議論が沸き起こらないのはなぜか。

政治評論家の森田実氏は「野党が弱体化し、自民党に何も言えなくなっている。日本維新の会など自民党の補完勢力が数を増やし、国会が「オール安倍化」している」と指摘。「議論すべき法案の議論ができず、共産党が「アカ」と呼ばれ、弾圧された戦前のような世相を感じる。成立して誰かが逮捕されてから気付いても手遅れだ」

自治体も？

法案概要では地方自治体に触れていないことも懸念材料だ。秘密対象の「防衛」「テロ対策」など四分野は一見すると地方自治には無関係にも映るが、大きく影を落とす。例えば、テロ対策にかこつければ、自治体が持つ原発関連の情報も秘密に指定されかねない。

「東北電力女川原発（宮城県）の使用済み核燃料の輸送ルートについて宮城県から一部開示されたが、秘密保護法によって不開示にできる。今後の東京五輪関連の工事や施設についても、テロ対策を理由に不開示にできる。在日米軍基地に関する自治体の情報も対象にでき、恐ろしい秘密国家になる」（新海氏）

前出の井上氏は「国権の最高機関に所属する議員の「プライド」に望みをつなぐ。「あらためて言うまでもなく、行政機関を監督し、問題があれば是正させるのが国会議員の大きな仕事。それを侵されようとしているのだから、党派の枠にとらわれることなく、慎重かつ徹底的に議論をする必要がある」

特報

本音のコラム

しまくとぅば 公用語に

佐藤　優

沖縄以外のマスメディアはほとんど報道していないが、18日に今後の沖縄と日本の関係に大きな影響を与える重要な行事があった。沖縄県主催の「しまくとぅば（島言葉）の日」だ。「しまくとぅば」とは琉球語のことだ。

この日、「沖縄タイムス」は1面に琉球語、5面に日本語の同じ内容の社説を掲載した。

〔しまくとぅばぬ日　忘んなよ「沖縄ぬ肝心」〕〈ユネスコんでぃいゅる　国連ぬ機関ぬ　沖縄ぬ島々うてぃ使とーる　くとぅばや　絶滅ぬ危機んかいあんでぃいち　定みやびたん〉

〔しまくとぅばの日　深く掘れ「文化の基層」〕〈ユネスコという国連の機関が、沖縄の島々で使われている言葉を、絶滅の危機にある言語、と認定しました〉

格調の高い文書だ。筆者の琉球語力では読むことはできるが、このレベルの文書を書くことはできない。

以前、ロシアの民族学者に言語と方言の違いを尋ねると「独自の軍隊を持っていれば言語、そうでなければ方言」という答えだった。琉球語の公用語化を通じ、文化が政治を包み込む形で、近未来に沖縄が主権を回復することは可能と思う。沖縄の新聞が、紙面の半分を琉球語で記述する時代が到来することを日本人と沖縄人の複合アイデンティティーを持つ筆者は期待している。

（作家・元外務省主任分析官）

集団的自衛権行使で討論会

自民・船田氏「解釈変更理解を」

民主・枝野氏「憲法が無意味に」

安倍政権が進める解釈改憲による集団的自衛権行使容認の是非をめぐる公開討論会が五日、都内で開かれ、民主党の枝野幸男憲法総合調査会長、自民党の船田元憲法改正推進本部長代行、阪田雅裕元内閣法制局長官が参加した。

討論会は「国民投票／住民投票」情報室が主催。民主、自民各党の憲法担当者と「政府の憲法解釈の番人」と呼ばれる内閣法制局の元トップが一堂に会した。

船田氏は「時間があるなら憲法を改正すべきだが、果たして国際情勢が待ってくれるのか」と行使を容認するための憲法解釈変更に理解を求めた。「極東アジアの情勢が緊張してきている。集団的自衛権に踏み込まないと日本を守ることができないのではないか」とも述べた。

一方、枝野氏は「憲法は権力を縛る道具なのに、恣意的に過去の解釈を変えることができたら憲法の意味がなくなる」と解釈変更に

点検

秘密保護法案

② 特定秘密

際限なく拡大解釈可能

特定秘密保護法案では、政府が持っている膨大な情報の中から「特定秘密」を指定し、それを公務員らが漏らしたり、不正に聞き出すと、最高で懲役十年という厳罰の対象となる。しかも、その範囲が際限なく広がっていく懸念もある。

「特定秘密」とは何か。政府原案では、①防衛②外交③特定有害活動（スパイ行為などを指す）の防止④テロの防止—の四分野の情報のうち、「国の安全保障に著しい支障を与える恐れがあるもの」と定めている。

原案には四分野ごとに項目も記され、「防衛」の最初の項目は「自衛隊の運用、これに関する見積もり、計画、研究」。このような抽象的な表現が多く、幅広い情報を「特定秘密」に指定できる余地を残す。「国の安全保障に著しい支障を与える恐れ」という条件も、「国の安全保障」にはさまざまな定義があり、広範囲な解釈が可能だ。

さらに問題なのは、どの情報を特定秘密とするかは、大臣などの「行政機関の長」の判断に委ねられることだ。政府のさじ加減で、厳罰の対象になる情報が決まる。

例えば、原発は、事故が起これば「国の安全保障」を揺るがす事態をもたらし、テロ組織に狙われる可能性も否定できない。それを口実に、原発に関する情報が「特定秘密」に指定されないとも限らない。外交でも、環太平洋連携協定（TPP）など、国民生活に影響が大きい情報が指定される可能性がある。

「特定秘密」とは

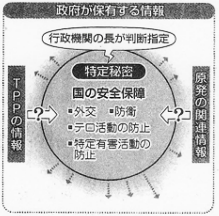

米国では、国立公文書館の情報保全監察局が適切な機密指定かどうかを監視。局長は大統領の承認で任命され、監察権や機密の解除請求権が与えられている。だが、秘密保護法案には、こうした仕組みはない。

政府は「原発やTPPは特定秘密保護法の対象外だ」と説明し、恣意的に指定しないように運用指針も定めるという。

だが、上智大の田島泰彦教授（憲法）は「原発や放射能などの情報は、国にとって重要度が高い。幅広く指定できる構造の法案が変わらない限り『対象にならない』といくら説明しても信用されない」と指摘。運用指針も守られているかチェックする仕組みがなく「実質的な意味はない」と批判する。（金杉貴雄）

反論。「集団的自衛権の話と安全保障環境の変化が結びつかない」とも指摘した。

阪田氏も「自衛隊は合憲だが、海外で武力行使はできないという解釈は簡潔明瞭で常識的だ。集団的自衛権が行使できるという論理は考えられない」と枝野氏に同調。集団的自衛権行使を可能にする条件については「憲法改正手続きにのっとって、国民の判断を仰ぐのが当然だ」と訴えた。

汚染水処理装置を
東電が計画的停止
別系統再開準備で

東京電力は五日、福島第一原発で試運転をしていた「多核種除去設備（ALPS）」の汚染水処理を停止したと発表した。試運転中の別系統の処理再開に向け、計画的に止めた。八日に処理を再開する見通し。

この設備はA－Cの三系統あり、C系統のみ試運転をしていた。東電は、今月下旬をめどに処理開始を目指すA系統の準備作業の一環として、吸着剤を交換する。この際、排出される廃液の処理をC系統で行うため、計画的に汚染水の処理を停止した。

ALPSは、汚染水からストロンチウムなど六十二種類の放射性物質を取り除くことができる。東電や政府は、増え続ける汚染水対策の柱の一つとして本格稼働を目指すが、九月末に試運転を始めたC系統では、作業ミスやシステム設定の問題による停止が続いている。四日にも約十二時間停止し、試運転を再開したばかり。

韓国禁輸は不当
日本政府説明へ
WTO委

政府は、東京電力福島第一原発事故を理由に韓国政府が決めた福島など八県の水産物の輸入禁止措置に対し、十六日からスイスで開かれる世界貿易機関（WTO）の委員会で、規制の不当性を説明する方針を決めた。

日本政府はこれまで、韓国による規制は科学的根拠に乏しく、不適切だと批判。水産庁幹部を現地に派遣するなどして規制撤回を働きかけたが、韓国政府は応じていない。委員会で規制の不当性を訴えて国際社会の理解を得ることで、韓国側に撤回を促す狙いがある。

韓国は九月、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉各県からの水産物の輸入を禁止した。

中日　2013年（平成25年）10月4日（金曜日）

日米両政府が防衛協力のための指針見直しで合意した。安倍内閣が進める外交・安全保障政策の抜本的転換の一環だ。軍事に過度に傾倒してはいないか。

きのう、岸田文雄外相、小野寺五典防衛相と米国のケリー国務長官、ヘーゲル国防長官が東京・外務省飯倉公館に一堂に会した。外務・防衛担当閣僚による日米安全保障協議委員会、2プラス2だ。

通常、米国内での開催が多く、日本では十七年ぶり。両政府は指針見直しや、米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の名護市辺野古への県内移設推進などを盛り込んだ共同文書を発表した。

米軍への協力拡大

防衛協力のための指針は「ガイドライン」と呼ばれ、日本自身が武力攻撃を受けたり、日本周辺で有事が起きた際の、自衛隊と米軍との役割分担を記したものだ。

社説

2013・10・4

一九七八年に策定され、冷戦終結後の九七年、朝鮮半島有事など「周辺事態」を想定した現在の内容に改められ、自衛隊の役割が拡大された。

今回の見直しの背景には、中国の台頭や北朝鮮の核・ミサイル開発などアジア・太平洋地域の不安定化を機に、自衛隊の能力と役割を拡大し、米軍により協力しようという安倍内閣の意向がある。

ガイドライン見直しは、安倍晋三首相が目指す憲法改正、自衛隊の国防軍化の動きと一体なのだ。

首相は先月、国連総会などニューヨークでの演説で、世界の平和と安定に積極的に貢献する「積極的平和主義」を表明した。

貿易立国であるわが国は国際情勢の安定なくして存立しえない。平和創造に積極的に貢献するのは当然だろう。

軍事への危うい傾倒

安倍内閣の外交・安保

それは「いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」ことを宣言した日本国憲法の理念でもある。

「専守」逸脱の懸念

同時に、積極的平和主義の名の下、首相の意向に沿って、政府の憲法解釈では禁じている「集団的自衛権の行使」の容認に道を開こうとしていることを、見過ごすわけにはいかない。

首相の指示を受け、政府内に外交・安保に関する二つの懇談会が置かれ、同時並行で議論が進む。

一つは、外交・安保の中長期的な基本方針となる「国家安全保障戦略」を策定するとともに、安全保障と防衛力の在り方を示した防衛大綱を、情勢の変化に応じて見直すための「安全保障と防衛力に関する懇談会」（安防懇）。

もう一つは、集団的自衛権の行使を容認するための「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）だ。

双方で委員を務める北岡伸一国際大学学長は、共同通信のインタビューに「集団的自衛権を部分的に容認するのは法律の理屈としてあり得ない」と答えている。

首相が以前検討を指示した、公海での米艦艇防護や弾道ミサイル迎撃など「四類型」以外にも、集団的自衛権が行使できる範囲を広げようというものだ。

防衛大綱見直しでは「殴り込み部隊」とされる海兵隊機能の導入や、敵基地を攻撃する能力の保有も検討される見通しだ。いずれも憲法の定める「専守防衛」を逸脱しかねない内容である。

国民に堂々と訴え、衆参両院で三分の二以上の議席を確保して憲法を改正するのならまだしも、首相の私的な懇談会の提言を「錦の御旗」に、長年定着している政府の憲法解釈を一内閣が変え、憲法の趣旨を変質させてしまうのは、姑息との批判は免れまい。

安倍内閣は、外交・安保の司令塔として日本版国家安全保障会議（NSC）の設置法案や、防衛・外交など特段の秘匿が必要な「特定秘密」を漏らした公務員らを厳罰に処す特定秘密保護法案の成立も目指している。

国民の生命と財産、暮らしを守るのが国家の役割だが、安倍内閣の外交・安保政策は、軍事面に軸足を置きすぎてはいまいか。

専守防衛を逸脱するとの誤解を周辺国に与えると、軍拡競争を促す「安全保障のジレンマ」に陥りかねない。首相は「私を右翼の軍国主義者と呼びたいのなら、どうぞ呼んでほしい」と捨てぜりふを吐くのではなく、粘り強い外交努力こそが、地域に安定をもたらす。

平和主義こそ力に

戦争放棄と「戦力」不保持を九条に定めた現憲法の平和主義は、かつての戦争の反省に立った、日本の新しい「国のかたち」だ。

この姿勢こそが世界の人々から尊敬を集め、日本外交に大きな力を与えているのではないか。

憲法の趣旨を逸脱するのではなく、それを生かすことこそ日本の国際貢献であり、国際的な責任を果たすことになる。ガイドライン見直しを機に、あらためて肝に銘じたい。

どうなる秘密保護法案

戦中の国民統制 想起

臨時国会が十五日から始まる。焦点のひとつは特定秘密保護法案の行方だ。防衛省では二〇〇六年の通達で、職員に部外者との接触について報告を課している。他官庁でも情報管理が進む。それに加えて、この法案は何を狙うのか。戦前、「軍機保護法」という法律があった。機密保護を名目に国民の日常生活を統制した。「秘密保護法は軍機保護法の復活」という指摘も出ている。（出田阿生、林啓太）

政府与党連絡会議であいさつする安倍首相。特定秘密保護法案の早期成立を目指している＝4日、首相官邸で

特定秘密保護法案 漏れれば、国の安全保障に著しく支障を与える恐れがあると定義された情報を特定秘密に指定し、取得することを制限する。報道の自由については「十分に配慮」と明記したが、日本新聞協会などは不十分と指摘している。国民の「知る権利」の保護が明文化されず、行政機関の職員や特定秘密に接する民間業者の個人情報が調査されることなども問題視されている。

情報公開に萎縮

「取材・報道の自由は侵害しないとの明文規定を盛り込むべきだ」

日本新聞協会の特定秘密保護法案に対する意見書の一部だ。

法の運用次第では、取材は情報漏えいの「そそのかし」とみなされ、罪に問われかねない。その危機感を表している。ただ、仮に報道の自由が明文化されたとしても、懸念は残る。それは取材対象者の側が萎縮してしまうことだ。

同法案によれば、情報漏えいの罰則は懲役十年以下。現行の国家公務員法や地方公務員法の一年以下よりはるかに重い。新聞協会も「公務員らの情報公開に対する姿勢を過度に萎縮させはしないか、という疑念は残る」と指摘している。

だが、すでに同法案を先取りしたような官庁もある。例えば防衛省。

部外者との接触警戒　防衛省が通達

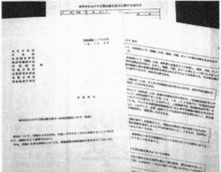

2006年に出された防衛庁（当時）事務次官名の通達「不自然な働き掛けに対する対応要領」

本紙は、第一次安倍政権時代の〇六年十二月に防衛庁（当時）事務次官名で出された通達「部外者からの不自然な働き掛けへの対応要領」を入手した。この通達は、職員に部外者との接触を「保全責任者」に報告するよう求めている。

第一の問題点は「部外者」の規定にある。別紙のQ&A集によると「記者、国会議員、他省庁の職員等」とあり、「防衛記者会」のメンバーも含まれる。

次に「不自然な働き掛け」とは何か。いわゆる金品や飲食の提供に限らず、通常の取材活動も対象になりかねない。

Q&A集には「電話、手紙、Eメール等の交換は含めない」とあるが、「再三にわたって情報の提供等を求められたりする」場合は「不自然」に含まれる。記者にしてみれば、しつこく不明な点を問いただすことは日常作業だ。

どのようなことが秘密になるのか。例えば、同省の文書には「秘」「防衛秘密」「特別防衛秘密」のほか、指定のない「ヒラ文書」もある。このヒラ文書についても、問題がないかどうかは組織が判断することなので、内容を求められた場合は報告の対象になる。

逆に、事前の了解なしに報告対象の部外者と話してよいケースには「道路上で突然出会い、会話を無下に断ることが非礼にあたるため、一定の会話を行う必要がある場合等」という例が挙げられている。息苦しい。

報告を怠った場合の罰則について、防衛省広報課の担当者は「上司から指導はされるだろうが、服務規定での罰則などはない」と話す。ちなみにこの取材は「不自然な働き掛け」なのか聞くと、「あなたが問い合わせた文書（通達）の種類からして、微妙なところ」と言葉を濁した。

日常生活を規制

すでに国家・地方公務員法や改正自衛隊法、日米相互防衛援助協定（MDA）に伴う法的規制などがあり、役所内部の情報統制は行われている。さらに前出のような通達まで存在している。

それなのに、なぜいま秘密保護法案なのか。

米国との軍事情報包括保護協定（GSOMIA）の締結に伴う国内措置という面もあるが、山口大の纐纈厚副学長（日本政治史）は「規制しようとする対象は、国民の日常生活だ」と警鐘を鳴らす。

軍機保護法の先例　軽微事例でも検挙の恐れ

先例があるという。戦前、戦中にあった「軍機保護法」だ。著書「監視社会の未来」でこの法律を分析した纐纈副学長は「安倍内閣が制定をもくろむ秘密保護法と軍機保護法の狙いは同じ。『スパイなんて自分と関係ない』と見過ごすと大変なことになる」と語る。

軍機保護法は日清戦争直後の一八九九年に制定されたが、日中戦争が開戦した一九三七年に全面改定された。軍事施設の測量、撮影、模写などを禁止しただけでなく、陸・海軍大臣が秘密と定めたものすべてが対象で、言論統制に使われた。

德國已經崩潰了！
警告漢口人民
ベルリン遂に陥落！
提防日本的詭計

戦時中に米軍が日本国民向けに散布したビラ。日本国内の情報統制を打ち破ろうとした

最高刑は死刑。それほど重い刑罰を科すのに、実際の運用例は軽微な事例がほとんどだった。観光客が列車から軍事施設の写真を撮影した、船の乗組員が軍港に停泊中の艦船を日誌にメモした—といった理由で次々と市民が検挙された。

「戦争批判を封じ込めるため、国民を軍事情報に一切触れさせないようにすることが目的だった。一般の人びとを脅し、政府が国民を管理、統制すること。軍などの組織の統制が目的ではない」（纐纈副学長）

軍機保護法により命を落とした人もいた。「宮沢・レーン事件」の被害者だ。四一年十二月、北海道帝国大（現在の北海道大）の学生、宮沢弘幸さん（故人）と英語教師のハロルド・レーン、ポーリン・レーン夫妻（同）が軍機保護法の違反容疑で、特別高等警察に逮捕された。

「ある北大生の受難—国家秘密法の爪痕」の著者、故・上田誠吉弁護士と事件の追跡調査をした藤原真由美弁護士は「秘密保護法ができれば、同じような事件が繰り返されかねない」と危ぶむ。

事件の概略はこうだ。宮沢さんは千島列島に旅した帰りに、汽車の乗客が根室の海軍飛行場について話すのを聞いた。それを帰宅後、レーン夫妻に話した。それが容疑事実だが、この海軍飛行場の存在はすでに広く知られていた。つまり、罪に問うべき「秘密」など、実際にはなかった。

だが、宮沢さんは拷問の末、懲役十五年の実刑となり、網走刑務所に送られ、重度の栄養失調と結核を患った。敗戦で釈放されたものの、一年四カ月後、病死した。レーン夫妻は四三年に最後の捕虜交換船で帰国した。

宮沢さんの裁判は秘密保護を名目に非公開で、大審院（現在の最高裁）の判決文も伏せ字だらけだった。藤原弁護士は「事件の追跡すら難しかった。なぜなら、記録が伏せ字だらけで読めない。問題は暗黒裁判ゆえに、捕まえる側以外は誰も、情報が保護に値する秘密か否かすら分からないということ」と話す。

「モノ言えない社会になる」

纐纈副学長はこう警鐘を鳴らす。「秘密保護法の制定は民主主義の窒息死を意味する。制定されてしまえば、市民が『これは軍事情報っぽいからネット検索はやめておこう』などと萎縮するようになる。モノが言えない社会になってしまう」

特定秘密保護法案

反省なき自民 提出資格ない

特定秘密保護法案をめぐる議論で頻繁に登場するのが「西山事件」だ。沖縄返還をめぐる日米間の密約に関する情報を外務省から得た元毎日新聞記者の西山太吉さん（八二）が逮捕、起訴され、有罪になった。密約や報道の自由の問題は男女の問題にすり替えられたが、後に米国側の文書開示で密約が明らかになる。国家がなりふり構わずウソを覆い隠した事件の教訓を生かそうとすれば、秘密保護法案の成立を許していいはずがない。当事者の西山さんに聞いた。（荒井六貴）

取材の自由に「配慮」…「抽象的言葉 助けにならぬ」

「民主主義の大前提は情報公開だ。秘密保護法案が成立すれば、政権にとって都合の悪い情報は永遠に隠される。国民主権の根幹が揺らぐ」

自宅のある北九州市内で取材に応じた西山さんは、時折指で机をたたきながら語気を強めた。

自民党は公明党の修正要求を受け入れ、取材の自由や知る権利への配慮を法案の最終案に盛り込んだ。しかし、西山さんは「抽象的な言葉を入れても、なんの助けにもならない」と切り捨てる。

「そもそも自民党政権は、沖縄密約の時から国民にウソをつき続けている。沖縄密約は、国家機密をどう考えるかという原点だ。その検証もないまま、機密に関する法案を提出する資格はない。自民党の隠蔽体質を追及すべきだ」

密約を認めず 漏えい者捜し

国家権力は機密、ましてや「政権のウソ」を〝保護〟するためには手段を選ばない。それが「西山事件」だった。先に亡くなった作家の山崎豊子さんの小説「運命の人」のモデルでもある。

沖縄返還が決まったのが一九六九年。当時の佐藤栄作首相とニクソン米大統領が共同声明を発表した。キャッチフレーズは「核抜き本土並み」。佐藤政権は「沖縄から核を撤去し、二度と持ち込ませない」と宣伝した。

「沖縄返還密約」情報入手し有罪 —— 西山太吉元記者

「民主主義は情報公開が大前提」と話す西山太吉さん＝北九州市で

七一年六月の返還協定では▽米国が接収した土地を戻す原状回復費用は、米国が「所有者に自発的に支払う」▽日本は、米国資産買い取りや核撤去のため、米国に三億二千万㌦（当時の約千二百億円）を支払う▽米国の海外向けラジオ放送施設の運営を今後、協議する—などが記された。

「核抜き」とともに、「沖縄を金で買い戻す」印象も払拭した佐藤首相は七二年五月、悲願の沖縄返還を成し遂げた。

ところが、裏では、まったく異なる事実が隠されていた。ニクソン大統領は返還合意直後、佐藤首相と「緊急事態の際は、核を持ち込む権利が認められる」との秘密文書を交わしていたのだ。

財政面でも、米国は日本に三億二千万㌦以上の負担を要求していた。

柏木雄介大蔵財務官と、ジューリック米財務長官特別補佐官が、基地移転費用なども日本が負担する密約に合意。米軍への思いやり予算の原型となった。

さらに、米国が「自発的に支払う」原状回復費用の四百万㌦とラジオ施設の移転費用を三億二千万㌦の中に組み込み、日本側が肩代わりする密約も結んだ。七一年六月、吉野文六外務省アメリカ局長と、スナイダー駐日公使の間で決めた。

西山さんは七一年五月ころ、原状回復費用を日本が肩代わりすることを示す極秘電文を外務省の女性事務官から入手した。記事化とともに、社会党議員に電文を提供、国会で密約が暴露された。「佐藤政権がウソをついていた。憲法にも反する秘密だ。情報操作というよりも政治的犯罪だった」（西山さん）

怒った佐藤政権は密約を否定した上で、電文を漏らした犯人捜しに走る。七二年四月、女性事務官は国家公務員法の秘密漏えい容疑、事務官をそそのかしたとして西山さんも、警視庁に逮捕されてしまった。

世論を操作し 新聞社に圧力

逮捕の裏に、政権の恣意的な判断はなかったのか。毎日や他紙は連日、「密約追及」「知る権利」のキャンペーンを展開した。

だが、起訴状が流れを変える。東京地検は、「ひそかに情を通じ」電文を「持ち出させた」と異例の表現を用いた。週刊誌は男女のスキャンダルとして報じた。毎日新聞の不買運動にも発展、経営危機にも陥った。

女性事務官は一審で有罪判決を受けた。西山さんは無罪だったが、二審で逆転有罪となり、確定した。裁判では吉野さんが証言し、密約の存在を最後まで否定した。

西山さんは「私をつぶそうと、起訴状で異常な情景描写をされ、世論の目をそらすことに成功した」と振り返る。

米で文書発見 政府なお否定

しかし、再び潮目が変わる。我部政明・琉球大教授（国際関係論）が二〇〇〇年までに、沖縄密約を裏付ける文書を米国立公文書館で見つけたのだ。退職した吉野さんも〇六年、密約を認めた。

自民党政権は、吉野さんの証言直後もウソの上塗りを重ねた。官房長官時代の安倍晋三首相も「密約は一切、存在しないというのが政府の立場だ」と言い張っていた。

その後、密約文書の開示を求める裁判で、東京地裁も東京高裁も密約の存在を認定。民主党政権時の外務省有識者委員会も密約を認めたものの、民主、自民両政権を通じて政府の公式見解は明らかにされていない。

西山さんは「政権は安全保障の美名の下、存立基盤を脅かしたり、国民の批判を招いたりする事実を隠す傾向がある。密約問題は、それをはっき

沖縄返還の密約をめぐる主な動き

1969年11月	日米首脳が沖縄返還の共同声明
	有事の際、沖縄への核再持ち込みを認める秘密合意
12月	柏木 ジューリック合意（密約）
71年6月	吉野 スナイダー合意（密約）
	日米が沖縄返還協定に調印
72年3月	西山氏が入手した密約電文を基に社会党議員が国会で追及
4月	西山氏と女性事務官が逮捕される
5月	沖縄が日本に復帰
74年1月	一審判決で西山氏に無罪、女性に懲役6月執行猶予1年の有罪
76年7月	二審判決で西山氏に懲役4月執行猶予1年の逆転有罪
78年5月	最高裁が西山氏の上告を棄却、有罪が確定
98~2000年	我部教授が米国立公文書館で密約を裏付ける文書を見つける

りさせた」と指摘する。

西山事件当時、毎日新聞の大阪社会部にいたジャーナリストの鳥越俊太郎さん(73)は「起訴状をつくった佐藤道夫元検事は、自慢して『情を通じ』を入れたと言っていた。密約を追及されると困る佐藤政権が、記者だけでなく、毎日新聞をつぶそうというムードをつくった」と解説する。

秘密保護法案の最終案では、取材活動について「法令違反または著しく不当な方法によるものと認められない限りは、正当な業務による行為とする」と明記した。この条文は、西山さんの有罪判決が確定した最高裁判断（七八年）をほぼ踏襲している。西山さんの取材活動は「著しく不当」とされているわけだ。

西山さんは「取材は公務員への教唆だ。極端に言えば、刑務所の塀の上まで行かないと、国が隠したい秘密に迫れない」と反論。鳥越さんは「西山事件の構図が引き継がれ、さらに重罰化するだけだ。不当な取材方法か否かを誰が判断するのか。意味のない規定だ」と指弾する。

西山さんは、法案に反対する講演を全国各地で続ける。

「このままでは、どんどん秘密が増やされ、秘密国家になっていく。外交の実態を正確に伝達し、国民の審判を仰ぐのが民主主義だ。政権にウソをつかれたままでいいのかが問われている」

05年4月	西山氏が名誉を傷つけられたとして国に謝罪を求め提訴
06年2月	密約を否定してきた吉野氏が、存在を認める
08年9月	最高裁が西山氏の訴えを退ける
09年3月	西山氏らが密約の文書の開示を求め国を提訴
10年3月	外務省の有識者委員会が「広義の密約」に該当すると結論
4月	東京地裁が密約の存在を認め、開示を命じる判決
11年9月	東京高裁は請求棄却。国が密約文書を廃棄した可能性に言及

中日新聞 2013年（平成25年）10月23日（水曜日）

特定秘密保護法案が近く提出される。「知る権利」が条文化されても、政府は恣意（しい）的に重要情報を遮蔽（しゃへい）する。市民活動さえ脅かす情報支配の道具と化す。

「安全保障」の言葉さえ、意図的に付けたら、どんな情報も秘密として封印されかねない。

最高十年の懲役という厳罰規定が公務員を威嚇し、一般情報も公にされにくくなろう。何が秘密かも秘密だからだ。情報の密封度は格段に高まる。あらゆる情報が閉ざされる方向に力学が働く。情報統制が復活するようなものだ。一般の国民にも無縁ではない。

米国は機密自動解除も

秘密保護法案の問題点は、特段の秘匿を要する「特定秘密」の指定段階にもある。行政機関の「長」が担うが、その妥当性は誰もチェックできない。

有識者会議を設け、秘密指定の

社説

2013・10・23

際に統一基準を示すという。でも、基準を示すだけで、個別案件の審査はしない。監視役が不在なのは何ら変わりがない。

永久に秘密にしうるのも問題だ。三十年を超えるときは、理由を示して、内閣の承認を得る。だが、承認さえあれば、秘密はずっと秘密であり続ける。

米国ではさまざまな機会で、機密解除の定めがある。一九六六年には情報公開を促す「情報自由法」ができた。機密解除は十年未満に設定され、上限の二十五年に達すると、自動的にオープンになる。五十年、七十五年のケースもあるが、基本的にずっと秘密にしておく方が困難だ。

大統領でも「大統領記録法」で、個人的なメールや資料、メモ類が記録され、その後は公文書管理下に置かれる。

機密指定の段階で、行政機関の

「 命 指 議 関 か だ

「戦

現 を は う り 理 さ

長」は常に「説明しなさい」と令される状態に置かれる。機密定が疑わしいと、行政内部で異申し立てが奨励される。外部機に通報する権利もある。

名ばかりの「知る権利」

注目すべきは、機密は「保護」ら「緩和」へと向かっている点。機密指定が壁になり、警察の

戦前を取り戻す」のか

特定秘密保護法案

場レベルに情報が届かず、テロ招くことがある―。つまり情報「隠す」のではなくて、「使」ことも大事なのだ。

日本は「鍵」をかけることばかに熱心だ。防衛秘密は公文書管法の適用外なので、国民に知られることもなく、大量に廃棄されている。特定秘密も同じ扱いになる可能性がある。

特定秘密の指定事項は①防衛②外交③特定有害活動の防止④テロリズムの防止―の四つだ。自衛隊の情報保全隊や公安警察などがかかわるだろう。

四事項のうち、特定有害活動とは何か。条文にはスパイ活動ばかりか、「その他の活動」の言葉もある。どんな活動が含まれるのか不明で、特定有害活動の意味が不明瞭になっている。いかなる解釈もできてしまう。

テロ分野も同様である。殺傷や破壊活動のほかに、「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要」する活動も含まれると解される。

これが「テロ」なら幅広すぎる。さまざまな市民活動も考えているのか。原発がテロ対象なら、反原発運動は含まれよう。まさか軍事国家化を防ぐ平和運動さえも含むのだろうか。

公安警察などが社会の幅広い分野にも触手を伸ばせるよう、法案がつくられていると疑われる。

「知る権利」が書かれても、国民に教えない特定秘密だから名ばかり規定だ。「取材の自由」も「不当な方法でない限り」と制約される。政府がひた隠す情報を探るのは容易でない。そそのかしだけで罰する法律は、従来の取材手法さえ、「不当」の烙印を押しかねない。

公務員への適性評価と呼ぶ身辺調査は、飲酒の節度や借金など細かな事項に及ぶ。親族ばかりか、省庁と契約した民間業者側も含まれる。膨大な人数にのぼる。

主義主張に絡む活動まで対象範囲だから、思想調査そのものになってしまう。警察がこれだけ情報収集し、集積するのは、極めて危険だ。国民監視同然で、プライバシー権の侵害にもあたりうる。

何しろ国会議員も最高五年の処罰対象なのだ。特定秘密を知った議員は、それが大問題であっても、国会追及できない。国権の最高機関を無視するに等しい。

目を光らせる公安警察

根本的な問題は、官僚の情報支配が進むだけで、国民の自由や人権を損なう危うさにある。民主主義にとって大事なのは、自由な情報だ。それが遠のく。

公安警察や情報保全隊などが、国民の思想や行動に広く目を光らせる。国民主権原理も、民主主義原理も働かない。まるで「戦前を取り戻す」ような発想がのぞいている。

秘密保護法案 第三者チェックは

有識者会議 頼れない

人選 政権の思うまま／どれが「秘密」発言権なし

特報

「優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない」。特定秘密保護法案で、統一的な運用の基準づくりについて定めた一文だ。まるで、独立した第三者によるチェックが働くかのように装っているが、まやかしでしかない。この法案では、恣意的な運用に歯止めをかけることはできず、国民の知る権利は、確実に侵害されることになる。（荒井六貴、上田千秋）

（特定秘密の指定等の運用基準）
第一八条　政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。
２　政府は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない。

首相官邸前で特定秘密保護法案の閣議決定に抗議する人たち＝25日午前、東京・永田町で

「秘密の指定が恣意的にならないよう、有識者など、さまざまなハードルをつくって、しっかりやっていきたい」

菅義偉官房長官は二十五日、秘密保護法案を閣議決定した後の記者会見で、こう強調した。

秘密保護法案の大きな問題点として指摘されているのは、時の政権の意向で「特定秘密」が勝手に決められてしまうことだ。法案では、閣僚ら行政機関の長が、どの情報を「特定秘密」とするかを決めるとしている。「特定秘密」は際限なく広がる恐れがあるのだ。

法案では、特定秘密の指定と解除などについて統一的な運用基準を定めるとしている。この基準を定めたり、変更したりするときは、「優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない」と規定。安全保障情報や情報公開、公文書管理などの専門家でつくる有識者会議を置くという。

だが、有識者会議が意見を言うことができるのは、統一的なおおまかな運用基準であって、個々の「特定秘密」の指定の妥当性ではない。

しかも、政府は「意見を聴かなければならない」と定めているだけで、意見を基準づくりに反映させることは義務付けられていない。

「特定秘密」の指定期間は五年とされているが、実際には何度でも更新できる。三十年を超えた場合は、内閣の承認が必要だが、それも認められれば半永久的に国民には知らされないことになる。この間、有識者会議のような第三者機関が関与することは一切ない仕組みになっている。

米国では▶▶ 公文書館が妥当性・開示審査

「秘密大国」といわれる米国でさえ、秘密をチェックし、開示するための一応の仕組みがある。

米国では原則として、秘密が指定されてから二十五年を上限に解除される。スパイ活動や核関連など二十五年たっても開示できない例外的な秘密であっても、国立公文書館長である公文書管理官が、解除するかどうかを審査する。

また、大統領に任命される国立公文書館の情報保全監察局長が、適切な秘密指定かどうかをチェック。違反と判断すれば、行政機関に秘密の解除を求める。ほかに、機密解除が遅れていないかを調べる国家機密解除センターや、機密指定する行政機関の代表者でつくる省庁間機密指定審査委員会も設置されている。

NPO法人「情報公開クリアリングハウス」の三木由希子理事長は「米国は秘密を守る機関も多く、問題はある。しかし、政府の説明責任や民主主義を支えるために、記録を管理し、公開していくための仕組みがある」と解説する。

「出来レース」

「第三者機関」と言えば聞こえはいいが、審議会や有識者会議は「官僚の隠れみの」「政府の意見をなぞっているだけ」といった批判が絶えない。誰を委員にするかは各省庁が決めるからだ。

政府の審議会で委員を務めた経験を持つ東京大の醍醐聡名誉教授（財務会計）は「委員が選ばれる前から、結論は出ている。簡単に言えば出来レース」と話す。

醍醐氏によると、論点整理や報告書の原案作成は、各省庁の官僚が担う事務局の仕事。委員は原案に目を通し、結論に影響しないような細かな部分だけを修正する。こうして「形の上では『先生のご意見を承りました』ということにする」。

今年九月まで消費者委員会の委員だった日本女子大の細川幸一教授（消費者行政）も「法改正すべきだと思う事案があっても、官僚が一度だめだと言い出すとてこでも動かない。結局、問題点を指摘する程度で、お茶を濁したような感じで終わってしまう」と話す。

しかも、特定秘密保護法案の有識者会議は、法に基づいた審議会などではなく、首相や官房長官の私的諮問機関が想定されているという。有識者会議の具体的内容について、法案を所管する内閣情報調査室の橋場健参事官は「これから詰めていく。まだ意思決定していない」と説明。人選については「答えを持っていない」とだけ話した。

閣議に臨む（左から）谷垣法相、安倍首相、麻生副総理＝25日午前、首相官邸で

ジャーナリストの丸山重威氏は「有識者会議の委員は政権のお友達を指名できる。思いのままだ。抽象的な運用基準を論じるだけで、一つ一つの秘密をチェックできるわけでもない。透明性を高めたように見せかけるための道具でしかない」とあきれる。

秘密保護の法制化を議論した「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」は、ごく簡単な議事概要しか残していない。議事録は作成していないと主張し、職員のメモは廃棄していた。内閣情報調査室が事前に詳細な「事務局案」を作成するなど、官僚主導で議論は進められた。

厚生労働省の元官僚で兵庫県立大の中野雅至教授（行政学）は「『有識者会議』『知る権利』といった個々の単語に目を奪われがちだが、法案そのものが抱える問題について議論しないといけない」と訴える。

「秘密保護法案と国家安全保障会議設置法案は、集団的自衛権を行使するための地ならし。米国の戦争に巻き込まれる恐れがあり、国民の命にも関わる。本来なら政府が率先して国民に説明する必要があるのに、ほとんど行われていない」

前出の醍醐氏も主張する。「一般市民にまで広く影響が及ぶ法案なのに、何を秘密の対象にするかは国民に知らされず、行政の手のひらの中で行われる。有識者会議など、まったく当てにならない」

憲法全部 吹っ飛ぶ

秘密保護法案に懸念

機密を漏らした公務員らへの罰則を強める特定秘密保護法案に、強い懸念が広がっている。1972年の沖縄返還をめぐる日米密約を、著書で取り上げたノンフィクション作家沢地久枝さん(83)は「この法律が成立したら、密約の当時よりもっとひどいことになる。憲法がどんなことを定めていても全部吹っ飛ぶのではないか」と憂える。

作家 沢地久枝さんに聞く

この国の言論は窒息

特定秘密保護法案の掲載紙面を前に「分からないところに赤線を引いたら、赤線だらけになった」と話す沢地久枝さん

「とんでもない法案だとあきれました。こんなに内容が分からない法案は初めて見た。具体的な部分で『政令で定める』と書いてある箇所がいくつも出てくる。政令は、政府がいくらでも出せるものです」

特定秘密とは、安全保障に著しい支障を与える恐れがあって特に秘匿する必要のある情報で、防衛相ら行政機関トップが指定する。「一般の人には、自分が特定秘密に触れているのか分からない。文章を書く人が取材した後、これは特定秘密だと言われたらアウト。特定秘密の秘密とは何ですかと聞いても『それは秘密です』なんて、こんなばかな話はない」

政府は今国会中の成立を目指しているが「戦争中の法律よりひどいのではないか。当時、軍事機密に触れるようなことは一般の人も予測できた。今度の場合、想像ですが、何が特定秘密かはだいたい米政府との話し合いで決まるのではないか。今急いでいる理由は、日米関係を特に軍事面で円滑にするため、日本はこうしますという約束を米国に見せようとしているんだと思いますね」。

沖縄返還の日米密約に迫った新聞記者が逮捕された外務省機密漏えい事件を、著書「密約」で取り上げ、密約の文書開示請求訴訟にも原告として加わった。「法案が成立すれば警察国家のようになる。特定秘密の保護措置として警察庁長官はいろんなことができる。戦争中の日本人は『警察ににらまれたらまずい』と思いながら話していた。そういう時代に戻る可能性が非常に大きい」

罰則で、公務員らが特定秘密を漏らすと最高十年の懲役に、漏らすよう働き掛けた場合も五年以下の懲役となる。「公務員は恐ろしくて何も言わなくなるし、情報提供を受ける側も取材しにくくなる。おかしいと思うことを調べ、社会のためだと思って発表しても、特定秘密を公にしたと認定されれば罪に問われるかもしれない。記者やライターがさらし者になり、公務員も被告になるのです。われわれがこれも特定秘密かと用心深くなっていけば、この国の言論は窒息します。それが法案の狙いかと思います」

法案は、平和主義や国民主権、基本的人権の尊重という憲法の基本原理に対する反動とも指摘する。「明らかな憲法違反です。米国の戦略の中で戦争に向かう約束をしても、秘密といえば分からない。この法律が通った瞬間に日本は別の国になる。それほど悪い法律で、憲法を変えなくても何でもできる。憲法九条や九六条を変えると言えば反論できるが、特定秘密の内容には反論できない」

安全保障に関する情報を守るのが目的としているが「安全保障自体がはっきりしたものでないから、どれがその情報か分からない。みんな特定秘密にしてしまえば国は答えなくていいし、憲法も無視できる。こんな法律のある国を、次の世代に渡せますか」。

× ×

さわち・ひさえ　30年東京生まれ。中央公論社を経て「妻たちの二・二六事件」でデビュー。「火はわが胸中にあり」で日本ノンフィクション賞。ミッドウェー海戦の克明な調査で菊池寛賞。

ＮＳＣ、秘密保護法 その次は…

首相 改憲へ地固め

日本版「国家安全保障会議（ＮＳＣ）」を創設する法案が七日に衆院を通過し、今国会で成立することが濃厚になった。機密を漏えいした公務員などへの罰則を強化する特定秘密保護法案も審議に入る。「積極的平和主義」を掲げ、自衛隊の海外派兵路線を進める安倍晋三政権にとって、二つの法案は政府の憲法解釈を変えて、国外で同盟国が攻撃されたときに反撃する集団的自衛権の行使容認や、改憲自体に踏み込む第一段階となる。首相の描く道筋とは−。（政治部・金杉貴雄）

集団的自衛権容認も

日本版「国家安全保障会議（ＮＳＣ）」創設関連法案が賛成多数で可決した衆院国家安全保障特別委＝６日午後、国会で

■刻印

「日本への脅威に外交的、軍事的にどう対応していくか協議する状況をつくることは極めて大事だ」

首相は六日の衆院国家安全保障特別委員会でＮＳＣの意義について、首相と少数の閣僚による会合で外交・安保の方針を機動的に議論できる点を強調した。

ＮＳＣ創設は、単に新たな会議ができるという意味にとどまらない。ＮＳＣをつくって秘密保護法案を成立させることで、米国との情報共有を進め、日米同盟関係を強めるものだ。集団的自衛権の行使容認も、米国が攻撃されたときに日本が敵国に反撃できるようにするもので、三つは同盟強化という一本の道筋につながっている。

ＮＳＣ、秘密保護法案と集団的自衛権の関係は、二〇〇五年十月の日米安全保障協議委員会（２プラス２）でまとめた在日米軍再編の中間報告に書かれていた。

中間報告は自衛隊と米軍の一体化を進めて、世界規模での協力を推進する方針を表明。「国家戦略レベルの情報協力」「共有された秘密情報を保護する追加措置」を明記した。

この二日後、安倍氏は小泉内閣の官房長官に就任した。世界規模での米軍との協力強化こそ、首相の掲げる「積極的平和主義」であり、ＮＳＣと秘密保護法案とともに、このとき「刻印」されていた。

■段階

首相は今国会を「成長戦略実現国会」と位置付け、経済優先の姿勢を見せる。

だが実際には、首相の持論である集団的自衛権の行使容認への歩みを止めたわけではない。むしろ野党の反対が少ないＮＳＣ法案の成立を第一弾として、段階を踏んで進めようとしているようだ。

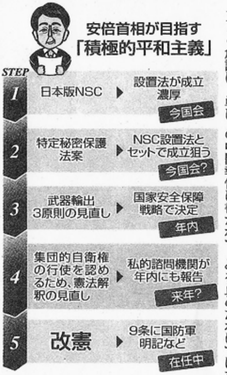

STEP			
1	日本版NSC	設置法が成立濃厚	今国会
2	特定秘密保護法案	NSC設置法とセットで成立狙う	今国会?
3	武器輸出3原則の見直し	国家安全保障戦略で決定	年内
4	集団的自衛権の行使を認めるため、憲法解釈の見直し	私的諮問機関が年内にも報告	来年?
5	改憲	9条に国防軍明記など	在任中

核心

「積極的平和主義」世論は厳しい目

ＮＳＣ法案を衆院通過させ、成立を既定路線にすることで、ＮＳＣを機能させるには米国との情報共有は欠かせず、そのためには機密が漏れないようにしなければならないという論理で、秘密保護法案の成立を目指す。

十二月に閣議決定する国家安全保障戦略では、平和国家として武器輸出を原則的に禁止してきた「武器輸出三原則」の抜本見直しを盛り込む。

さらに年内にも、私的諮問機関である有識者会議から、集団的自衛権行使容認の報告書を受ける。自らと同じ考えの有識者から「お墨付き」を得て、ＮＳＣという新組織で政権として最終判断したい考えだ。改憲自体は、集団的自衛権が行使できるように政府の憲法解釈を変えた後、在任中に実現できればいいと考えている。

■反発

首相の言う「積極的平和主義」とは何か。「平和主義」という言葉とは裏腹に、タカ派色の強い考え方だ。

日本政府はこれまで自衛隊を海外に派遣しても、人道支援や海賊対策などに活動を制限してきた。首相は「積極的」という言葉で、軍事的な国際貢献に踏み込み、自衛隊が海外で米軍などに武器弾薬の補給など後方支援をしたり、自ら武器を使用して相手を排除したり、反撃したりすることができるようにしようとしている。

しかし世論調査では、解釈変更による集団的自衛権の行使容認には反対が五割を占める。改憲も反対が賛成を上回る。秘密保護法案にも、国民主権や基本的人権などを脅かす恐れがあるとの批判が強まっている。理解を得ないまま「積極的平和主義」路線を強行すれば、国民の信頼を失うことになりかねない。

社説

2013・11・8

議員の良識

特

特定秘密保護法案が衆院で審議入りした。国家が国民の思想の領域まで踏み込む恐れがある。国会議員は今こそ良識を発揮して、廃案にしてほしい。

潜水艦の潜水可能な深度、テロ情報収集のための情報源、公電に使われる暗号…。自民党はホームページで、秘密保護法案により漏えいを禁じる特定秘密の具体例を挙げている。

国家が秘密にしたい事例として、納得する人も多いだろう。だが、秘密に該当しない情報さえ、恣意的に封殺しうるのが、この法案である。行政機関の「長」が「秘密」というワッペンを貼れば、国民から秘匿できるのだ。

35㌢の壁も「防衛秘」

特定秘密の指定の際に、有識者が統一基準を示すというが、あくまで基準にすぎず、個別の情報を調べるわけではない。国会や司法のチェック機能も働かない。これは致命的な欠陥だ。

特定秘密は防衛省や外務省、警察庁などが扱い、約四十万件が指定されるとみられる。だが、秘密とするには、実質的に秘密に値する「実質秘」でなければならない。最高裁判例が示している。

この膨大な秘密の山は、本当に「実質秘」だけで築かれているだろうか。ある情報開示訴訟で国側が敗訴したケースが、その欺瞞性を象徴している。

海上自衛隊が那覇基地の建物を「防衛秘」としたことに、最高裁が二〇〇一年、秘密の必要性を認めなかった。国側は「爆撃機の攻撃力を計算して、耐えうる壁の厚さを設計した」などと、もっともらしい主張をしていた。だが、壁の厚さは、たった三十五㌢だった―。

要するに行政機関は、隠したいものは何でも隠すことができる。いったん「特定秘密」に指定されてしまうと、半永久的に秘匿されうる。問題点は明らかだ。

崖に立つ報道の自由

法案には防衛や外交の分野のみならず、「特定有害活動」「テロ活動」も加わっている。

特定有害活動はスパイ活動を指すが、この項目には「その他の活動」という言葉もさりげなく挿入している。テロは人を殺傷したり、施設を破壊する行為だが、条文を点検すると、「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要」する活動も含まれると解される。

で廃案へ

特定秘密保護法案

主義主張を強要する活動が「テロ」とするなら、思想の領域まで踏み込む発想だ。原発をテロ対象とすれば、反原発を訴える市民活動も含まれてしまう。

秘密を漏らした側にも、聞いた側にも最高十年の懲役刑が科される重罰規定がある。とくに「特定秘密を保有する者の管理を害する行為」を処罰する点は問題が大きい。管理の侵害とは何か、全く判然としていないからだ。

しかも、既遂や未遂はむろん、共謀、教唆、扇動も罰せられる。これは秘密に接近しようとする行為に対する事前処罰であろう。刑法の共謀は犯罪の実行行為を必要とするが、この法案はその前段階である「話し合い」を共謀、「呼び掛け」を扇動とみなしうる。

刑罰は強い拘束力をもつため、あらかじめ罪となる行為を明示せねばならない。だが、この法案では処罰範囲が、どこまで広がるかわからない。近代刑法の原則から逸脱する懸念が強い。

報道の自由について「出版又（また）は報道の業務に従事する者」と限定しているのも、大いに疑問だ。ネット配信する市民ジャーナリストらを排除している。かつ「著しく不当な方法」による取材は、取り締まりの対象だ。

不当かどうかの判断は、捜査当局が行う。ここにも恣意性が働く。裁判で無罪となるまで、記者らは長期間、被告人の立場に置かれてしまう。強い危惧を覚える。

ドイツではむしろ「報道の自由強化法」が昨年にできた。秘密文書に基づいた雑誌報道に対し、編集部などが家宅捜索を受けた。これを憲法裁判所が違法としたからだ。今やジャーナリストは漏えい罪の対象外である。

民主党は情報公開法の改正案を出しているが、秘密保護法案は情報へのアクセスを拒絶する性質を持つ。「国家機密」が情報公開制度で表に出るはずがない。

憲法原理を踏み越える

何より深刻なのは国会議員さえ処罰し、言論を封じ込めることだ。特定秘密については、国政調査権も及ばない。行政権のみが強くなってしまう。

重要な安全保障政策について、議論が不可能になる国会とはいったい何だろう。議員こそ危機感を持ち、与野党を問わず、反対に立つべきだ。

三権分立の原理が働かないうえ、平和主義や基本的人権も侵害されうる。憲法原理を踏み越えた法案である。

秘密範

条文あいまい「その他」36ヵ所

機密を漏らした公務員らへの罰則を強化する特定秘密保護法案が七日、衆院本会議で審議入りした。漏えいなどの場合に最高懲役十年の対象になる「特定秘密」が政府の一存で指定され、意のままに広がっていく恐れがある。政府は「特定秘密の範囲は限定している」と説明するが、条文にちりばめられた三十六の「その他」の文字が、特定秘密の範囲を無限に広げる根拠となる懸念をはらんでいる。

法案は二十六の条文と付則、別表などで構成。まんべんなく使われている「その他」の中でも、政府が特定秘密の対象を「限定列挙した」と説明する別表で十一カ所も登場するのが目を引く。

別表は特定秘密の対象を①防衛②外交③特定有害活動（スパイ活動）の防止④テロリズムの防止の四つの事項と位置付け、さらにそれぞれ四～十の項目に分けて内容を

囲 広がる危険

説明している。

例えば「外交」のうち、「イ」の外国政府との交渉内容などの情報に関する項目には「生命および身体の保護、領域の保全」とあり、一見すると国民の命や安全に関わる情報に限定しているように読める。だが、その後に「その他」がある。

法案を担当する内閣情報調査室は「その他」の前の「生命および身体の保護～」は、単なる「例示」と説明する。つまり範囲はこれに限定しているわけではない。この後に書かれた「安全保障に関する重要なもの」の範囲は「その他」によって、全く分からなくなっている。

「ハ」も同様だ。「国際約束に基づき保護することが必要な情報」は「その他」によって例示の意味しか持たなくなり、その後の「重要な情報」の中身はいくらでも拡大解釈可能となる。

政府は、環太平洋連携協定（TPP）など通商交渉の情報が特定秘密にあたるか否かについて答弁が揺れている。だが、「その他」だらけの条文を見る限り、政府の判断で特定秘密に指定するのは可能だ。

スパイ活動やテロリズムを定義した一二条でも、それぞれ「その他」を使用。例えば、テロリズムの「政治上その他の主義主張」は政治上のもの以外も該当することになる。

日弁連の秘密保全法制対策本部事務局長の清水勉弁護士は「別表は、厳罰の対象となる特定秘密を位置付けた犯罪の構成要件そのもの」と指摘。その上で「『その他』が何か全く不明で、どの情報が特定秘密か分からない。政府が判断すれば何でも指定できる内容になっている」と批判している。

（金杉貴雄）

特定秘密保護法案の「その他」の例

12条

テロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家もしくは他人にこれを強要し、または社会に不安もしくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、または重要な施設その他の物を破壊するための活動）

別表

二　外交に関する事項

イ　外国の政府または国際機関との交渉または協力の方針または内容のうち、国民の生命および身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの

ハ　安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報

※12条はテロリズムを定義した部分、別表は「特定秘密」の対象になる事項として記載された一部を抜き出し

秘密守って
民を守らず
本当は
特定
秘密保護法
反対！
国民を秘密の

首相官邸前で特定秘密保護法案に抗議する人たち＝7日夜、東京・永田町で

知る権利 渡さない

官邸前で抗議

特定秘密保護法案が衆院本会議で審議入りした七日夜、法案に反対する集会が東京・永田町の首相官邸前で行われ、約四百人（主催者発表）が参加した。

マイクを握った市民団体のメンバーは「私たちの知る権利が脅かされ、（秘密を）知ったことで罪にも問われる。このままでは日本の民主主義は壊される。法案は絶対に廃案にしなくてはいけない」と強調した。

デモの参加者らは「国民の目と耳、口をふさぎ、憲法・民主主義を否定する」などと書かれた横断幕やプラカードを掲げ「都合の悪いこと、秘密にするな」「原発問題、秘密にするな」などとシュプレヒコールを上げて法案に反対した。

東京都国分寺市の無職斉藤美智子さん（八五）は「主権者としてものごとを正しく判断するには、正しく把握することが大事。基本的な知る権利を侵す法案は許せない」と訴えた。

「憲法の屋台骨を改変」

市民団体、審議入りを批判

「市民が真実を知ることができない社会にしてはならない。廃案に追い込みたい」。法案に反対する市民団体「憲法会議」の平井正（ただし）事務局長らは衆院第一議員会館で会見し、審議入りを厳しく批判した。「秘密保護法が成立すれば民意が形成されなくなる。民意を顧みない政治であってはならない」などと述べた。

同席した上智大の田島泰彦教授（憲法）は「秘密保護法は憲法の屋台骨である表現の自由や国民主権を乱暴に改変させる。本来は知る権利や情報公開が原則で、必要最低限の秘密だけが認められるべきだが、秘密保護法は秘密ありきで順序が逆だ」と指摘した。

憲法会議などは二十一日、午後六時半から日比谷野外音楽堂（東京都千代田区）で法案に反対する「大集会」を開く。呼び掛け団体には、奥平康弘東大名誉教授（憲法）ら著名な研究者が参加する「秘密法に反対する学者・研究者連絡会」も名を連ねた。集会に続いて同七時半からは国会請願デモも行う。当日、名古屋や仙台でも大規模な抗議行動が計画されている。実行委員会のホームページ＝http://himituho.com/